

介護予防・日常生活支援総合事業契約書

《第 1 号訪問事業》

みずほヘルパーステーション

介護予防・日常生活支援総合事業契約書

様（以下「利用者」という。）と、社会福祉法人みずは会（以下「事業者」という。）は、事業者が提供する介護予防・日常生活支援総合事業の利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、第1号訪問事業のうち訪問介護を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画（または介護予防マネジメント）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得るものとし、作成した個別サービス計画を利用者に交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数および利用料は、重要事項説明書別紙のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防サービス計画（または介護予防ケアマネジメント）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

- 3 事業者は、利用者が介護予防サービス計画（または介護予防ケアマネジメント）の変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター（または介護支援専門員）に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、契約書別紙（重要事項説明書）の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額（通所介護等のサービスがある場合はその合計額）の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに契約書別紙（重要事項説明書）に定める方法で支払います。
- 4 利用者が、重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（利用料の変更）

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

（利用料の滞納）

第7条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター（または介護支援専門員）及び利用者が住所を有する市町村と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
- (2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター（または介護支援専門員）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (5) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

- (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (7) 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービス又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (8) 利用者の要介護状態区分が要介護または自立となった場合
- (9) 利用者が死亡した場合

（損害賠償）

- 第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
 - 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

（守秘義務）

- 第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の介護予防サービス計画（または介護予防ケアマネジメント）立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター（または介護支援専門員）及び介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

- 第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 利用者	住所	
	氏名	印

(代理人) 署名代行者	住所	
	氏名	印
	本人との続柄	

(事業者)	住所	東広島市志和町志和東 810 番地 1
	事業者（法人名）	社会福祉法人みずほ会
		みずほヘルパーステーション
	代表者職・氏名	管理者 有田 千秋

〔契 約 書 別紙〕

1. サービス提供責任者

那須さつき

2. 訪問介護の内容(提供サービスの内容)

毎月お渡しする「月分予定表」に記載したサービスが、訪問介護の内容になって
いますので、ご確認ください。

3. 訪問時間の変更

訪問の際、交通事情等により訪問時間のずれが生じることがありますので、ご了承ください。
(訪問時間の変更が生じた場合には、事前に電話連絡を致します。)

4. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として「基本料金(料金表)の10%(一定
以上の所得のある方は20%または30%)」です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用料
は全額自己負担です。

〔料金表－基本料金・昼間〕

1) 第1号訪問事業(訪問介護)			
サービス項目	利用料金	自己負担額	備考
訪問型サービスⅠ	11,760(円/月)	1,176(円/月)	
訪問型サービスⅡ	23,490(円/月)	2,349(円/月)	
訪問型サービスⅢ	37,270(円/月)	3,727(円/月)	

5. その他加算

初回加算 200単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/3月
生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/3月
介護職員処遇改善加算 所定単位数の18.2%/月
地域区分加算 1単位あたり10.21円

(注) 介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により保険の給付金が直接、
事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦、介護保険適用外の場合
の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受ける
ことができます。

6. キャンセル規定

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、次のキャンセル料がかかります。

- (1) ご利用当日のサービス開始2時間前までに、サービス中止のご連絡が「1. のサービス提供責任者」またはヘルパーステーションみずほ(連絡先:082-433-5737)の営業時間(午前8時30分～午後5時30分)内に連絡がない場合はご利用料金(月額)の「10%」をお支払いいただきます。
- (2) お支払いの方法は、介護予防・日常生活支援総合事業契約書第5条(利用料等の支払い)に準ずる方法といたします。

7. 相談、要望、苦情等の窓口

- (1) 当ヘルパーステーションの相談・苦情等の窓口
 - ・電 話 082-433-5737
 - ・受付時間等 月曜日から土曜日の営業時間内(午前8:30～午後5:30)
- (2) その他の相談窓口
 - ・東広島市(地域包括ケア推進課) 電話 (082)420-0984
 - ・広島県国民健康保険団体連合会(介護保険課) 電話 (082)554-0783
 - ・受付時間等 月曜日から金曜日の営業時間内(午前8:30～午後5:15)

以 上